

参加費無料！

【オンライン開催】 主催：全国中小企業団体中央会



価格転嫁実現の方策としての「団体協約」

～ 団体協約制度の概要と地方自治体の関わり～



Q. 「団体協約」って何ですか？！



事業協同組合や協同組合連合会などの中小企業組合が、組合員と取引関係にある事業者と、団体協約を結ぶことによって、取引条件を決めることが出来ます。本協約は組合が締結するものですが、その効力は組合員に直接及ぶため、価格転嫁や取引条件の改善に有効とされています！

近年は、「改正下請法」等でも価格転嫁の推進が重要な政策課題となっており、団体協約制度（中小企業等協同組合法）に規定された地方自治体の役割（組合と事業者間のあっせん・調停）にも、改めて注目と期待が集まっています。本セミナーではそのポイントを専門家が初歩から解説します。多くの自治体関係者の皆様のご参加をお待ちしております！



【日 時】

令和8年9月8日(火) 14時～16時

【開催方法】

Zoom ウェビナーにてオンライン開催

※後日、受講者の方に参加用 URL を送付します。

【テーマ・講師】

①「価格転嫁対策の最新動向と課題」

弁護士 高橋 善樹 氏（太樹法律事務所）

②「団体協約の概要と地方自治体に期待される役割」

弁護士 石山 修平 氏（弁護士法人 協和総合パートナーズ法律事務所）

取引先との価格交渉、
価格転嫁対策に
組合を活用しよう！

中小企業組合による団体協約、組合協約の活用
(中小企業等協同組合法・中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合)

組合員と取引関係にある事業者と中小企業組合が団体協約等を締結することによって、取引条件を決めることができます。

※中の企業組合による団体協約等は、中小企業等協同組合法第4条の定める要件を満たさず、強行禁止法の適用除外となります。強行禁止法の適用除外制度に関してご不明な点は公正取引委員会の相談窓口にお問合せください。

例えば、こんな条件が決められます

- 納入する製品やサービスの最低価格
- 納入に係る支払条件（支払期日、支払方法など）
- 納入する製品の品質、提供するサービスの最低条件

団体協約締結の要件・効果

- 団体協約を締結できる組合は、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協工組合（協工組合においては「組合協約」）です。
- 団体協約を締結する組合の事業として、定款に「組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結」を行う旨を定める必要があります。
- 団体協約を締結する組合は、その内容を組合員に周知し承認を得る必要があります。
- 団体協約では、中小企業等協同組合法第4条の2第1項第6号の団体協約であることを明記した書面により締結する必要があります。
- 団体協約を締結すると、その効果は組合員に対して直接及びます。以後、相手方と組合員が個別に締結する取引関係においても、団体協約に基づく取引条件が適用されます。
- 定款が不成立となった場合、行政庁に対してあっせん・調停を申請することができます。

全国中小企業団体中央会

お申込み方法・お問い合わせ先等

※お申込みは Web 上の「専用ページ」からお願いいたします。(下記の申込み URL または QR コード よりお申込みください。)

<https://business.form-mailer.jp/fms/569f6e70305941>



お問い合わせ



全国中小企業団体中央会



政策推進部 03-3523-4902

seisaku@mail.chuokai.or.jp

